

北方町水道事業 令和5年度 水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別紙水質検査表のとおりとします。

給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号-イ）については、1日1回行います。

また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等（水道法施行規則第15号第1項第3号-イ）の検査は、月1回行います。

その他の項目の検査については、別紙水質検査表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

北方町上水道施設

深井戸

北方町水源地及び第2水源地に設置する取水ポンプで汲み上げた後、塩素消毒を行い、配水池に貯めたのち給水します。

<給水状況>

	北方町上水道
給水区域	本巢郡北方町
給水人口	17,794人
計画1日最大給水量	10,516m ³
1日最大給水量	7,977m ³
1日平均給水量	7,176m ³

令和4年度末現在。

<浄水施設の概要>

名称	所在地	水源	浄水処理方法
北方町水源地	北方町小柳1丁目60番地	地下水 深井戸150m×3	塩素滅菌のみ

深井戸のうち1つは第2水源地（北方町小柳2丁目55番地）に所在しています。

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

原水は、地下150m程度の深井戸で、水質は良好です。水源の周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。原水の水質が良好なため浄水方法は、消毒のみです。

4 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事をしたとき。
- (6) その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。

5 水質検査の方法

水道法第20条第1項同法施行規則第15条に基づく浄水水質検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水水質検査については、水道法第20条に基づく登録検査機関に委託し、実施します。

6 水質検査の委託の範囲

- (1) 試料の運搬

試料は北方町上下水道課で水質に変化を生じないように採取し、運搬については、採取当日に委託検査機関が保冷等により速やかに運搬するものとします。

- (2) 臨時検査の取扱い

臨時検査の必要性が生じた場合は早急を実施し、FAX等にて結果報告するよう契約します。

7 委託した検査の実施状況の確認方法

委託検査機関は、試験施設への立入検査に応じ、検査の根拠としてクロマトグラフ並びに濃度計算書等の提出を求められた場合に、遅滞なく提出するよう契約します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

ホームページ等に掲載して公表します。また、利用者からのご質問、ご意見等については、電子メールや電話などでお答えします。

9 関係機関との連携等

- (1) 委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適切項目があった場合には、その原因究明に努める等適切に対処します。なお、その際必要に応じ、保健所・委託検査機関から指導・助言を受けながら実施します。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画に基づく検査の実施については、委託検査機関と連携を図り実施します。
- (4) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

